**議会運営委員会記録**

令和7年8月25日（月）

開議　 　9時 58分

閉議　 11時 52分

全員協議会室

〔委　員〕柳楽委員長、永見副委員長、

肥後委員、村木委員、大谷委員、村武委員、川上委員、芦谷委員

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕牛尾議員

〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、小林財政課長、森山総務管理係長

〔事務局〕下間局長、濱見次長、森井庶務係長、久保田書記

議　題

1　令和7年9月浜田市議会定例会議について

⑴　付議事件及び付託案について　　　　　　　　　　　　　　　資料1-1、1-2

・請願文書表（案） 資料1-3

⑵　会議予定について　　　　　 　　　 資料1-4

⑶　予算決算委員会の流れについて　　　　　　　　　　　　　　　　 資料1-5

⑷　その他

2　令和7年9月浜田市議会定例会議　陳情付託先等案について　　　　　 資料2

3　常任委員会が所管する事項の見直しについて 　 資料34　その他

【会議録】

〔　9時 58分　開議　〕

**○柳楽委員長**

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は8名で定足数に達している。

**1　令和7年9月浜田市議会定例会議について**

**⑴ 付議事件及び付託案について**

**○柳楽委員長**

資料1－1を参照されたい。総務部長から説明をお願いする。

**○総務部長**

今定例会議に提案する付議事件は28件、報告が5件である。付議事件の内訳は、決算認定が7件、条例が8件、財産の取得が1件、財産の処分が1件、工事請負契約の締結が2件、工事請負契約の変更が1件、市道路線の廃止が1件、計画期間の変更が1件、補正予算が3件、同意が3件となっている。

概要の説明については、歳入歳出決算書で行う。認定第1号から第7号までは各会計における決算の認定となっている。認定第1号について、補正後の予算現額は427億3,982万3,675円となっている。決算額は、歳入決算額419億4,821万7,046円に対し歳出決算額は409億5,364万418円である。このうち翌年度に繰り越すべき財源の9,185万24円を差し引いた実質収支である差引残額9億272万6,604円については、決算剰余金として令和7年度へ全額繰り越すものである。認定第2号の国民健康保険特別会計について、決算額は、歳入決算額58億7,509万250円に対し歳出決算額58億7,187万6,214円で差引残額が321万4,036円である。認定第3号の駐車場事業特別会計について、決算額は、歳入決算額2,259万2,629円に対し歳出決算額2,259万2,629円で差引残額はない。認定第4号の後期高齢者医療特別会計について、決算額については歳入決算額10億2,513万3,971円に対し歳出決算額10億92万8,574円で差引残額が2,420万5,397円である。

次に、認定第5号の水道事業会計について、収益的収支の決算額は、収入決算額18億5,916万6,335円に対し、支出決算額17億5,213万2,856円である。3ページの資本的収支の決算額は、収入決算額6億5,008万6,961円に対し、支出決算額13億9,175万9,400円である。認定第6号の工業用水道事業会計について、収益的収支の決算額は、収入決算額1億4,356万4,202円に対し支出決算額1億3,340万2,920円である。資本的収支の決算額は、収入決算額1,121万2,850円に対し、支出決算額1,532万3,000円である。認定第7号の下水道事業会計について、収益的収支の決算額は、収入決算額9億5,219万7,625円に対し支出決算額9億1,119万2,334円である。資本的収支の決算額は、収入決算額13億3,822万4,237円に対し支出決算額16億5,834万9,948円である。

続いて、条例議案の説明については、提案条例説明資料で行う。議案第57号、浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。国の人事院規則の一部改正を踏まえ、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため所要の改正を行う。子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を義務付けるもので、1点目は、出生時両立支援制度などの周知や意向確認、妊娠出産などについての申出をした職員に対して講じる措置に係る規定を新設する。2点目は、育児期両立支援制度などの周知や意向確認など3歳に満たない子を養育する職員に対する措置に係る規定を新設する。施行期日は令和7年10月1日からとし、経過措置として施行期日前においても改正後の規定の例により措置を講ずることができることとする。

議案第58号、浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、部分休業の制度が拡充されることに伴い所要の改正を行う。1点目は、部分休業の承認請求が可能な非常勤職員の要件から勤務日ごとの勤務時間の要件を削除する。2点目は、現行の部分休業について勤務時間の始めまたは終わりに限り承認可能としている取扱いを廃止する。3点目は、現行の部分休業の形態に加え1年につき10日相当の勤務時間の範囲内の形態を新たに設ける。施行期日は令和7年10月1日からとし、経過措置として同日から令和8年3月30日までの間における新たに設けた部分休業の承認は5日相当の勤務時間の範囲内とする。

議案第59号、浜田市乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。児童福祉法の一部が改正され創設された乳児等通園支援事業において、同法の規定により市町村は事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないとされ、当該基準については内閣府令で定める基準に従い、または参酌して定めることとされた。市の実情に同府令で定める基準と異なる内容を定める特段の事情や特性はないことから、同府令と同様の基準となる条例を制定し、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に関する設備及び職員の基準を定める。施行期日は公布の日からとする。

議案第60号、浜田市火入れに関する条例の一部を改正する条例について。当該条例において規定されている注意報の名称について、現行の名称とするため所要の改正を行うもので、注意報の名称を異常乾燥注意報から乾燥注意報に改める。施行期日は公布の日からとする。

議案第61号、浜田市国民宿舎千畳苑条例を廃止する条例について。浜田市国民宿舎千畳苑を用途廃止することに伴い条例を廃止するもので、廃止する施設の名称は浜田市国民宿舎千畳苑、位置は浜田市下府町2164番地85である。施行期日は令和8年4月1日からとし、経過措置として廃止前の条例の規定による利用料金については、廃止前の条例の規定は施行日以後もなおその効力を有する。

議案第62号、浜田市美又温泉美肌観光拠点施設条例の制定について。美又温泉などの美肌に関する地域資源を活用し、観光振興の拡大による地域経済の活性化を図るとともに、市民の心身の健康の増進に寄与するため浜田市美又温泉美肌観光拠点施設を整備、設置することに伴い、地方自治法に基づき、当該施設の設置及び管理に関する事項を定めるため条例を制定する。設置する施設の名称は浜田市美又温泉美肌観光拠点施設、位置は浜田市金城町追原31番地3である。施設は日帰り入浴施設、温泉スタンド、にぎわい創出エリアである。事業内容は、日帰り入浴施設及び温泉スタンドの提供、美肌観光の企画及び情報発信、にぎわい創出エリアを活用した事業とする。施設の管理は指定管理者によることを基本とする。施行期日は規則で定める日からとし、準備行為として施行期日前においても指定管理者の指定、施設などの利用許可などを行うことができる。また、同条例の附則において、現在の浜田市美又温泉国民保養センター条例の廃止などを行う予定とする。

議案第63号、浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、企業職員の部分休業制度においても同様に拡充するため所要の改正を行う。部分休業制度を拡充する改正は、浜田市職員の育児休業等に関する条例を引用する規定とし、介護休暇及び介護時間についても市の関係条例を引用する規定に改める。施行期日は令和7年10月1日からとする。

議案第64号、浜田市水道給水条例等の一部を改正する条例について。能登半島地震を踏まえた国からの通知に伴い、災害その他非常の場合に宅内配管などの復旧に対応する事業者及び工務店を確保するため、三つの条例について所要の改正を行う。改正する条例は、浜田市水道給水条例、浜田市公共下水道条例、浜田市集落排水施設条例の3条例で、改正内容は非常時の工事可能事業者の特例を追加する。施行期日は公布の日からとする。

議案集を参照されたい。議案第65号、財産の取得について。小中学校の給食用食器などの買換えのため財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。取得する財産は浜田市立小中学校給食用食器等、取得の方法は購入、取得予定価格は3,117万9,896円、相手方はホクサン厨機株式会社浜田営業所である。

議案第66号、財産の処分について。財産を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。44ページの、処分する財産の名称は浜田市国民宿舎千畳苑、処分する財産は当該施設に係る土地、建物及び車両である。処分の方法は売買、処分予定価格は土地、建物、車両の合計で1億4,764万2,500円、処分の相手方は株式会社かいげつである。

議案第67号、工事請負契約の締結について。美川小学校建設に伴う建築主体工事について請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。契約の方法が一般競争入札、金額が17億6,000万円、相手方が宮田建設工業・佐々木組・三木工務店特別共同企業体である。

議案第68号、工事請負契約の締結について。美川小学校建設に伴う電気設備工事について工事請負契約を締結するため、地方自治法及び条例の規定により、議会の議決を求める。契約の方法が一般競争入札、金額が1億7,380万円、相手方が内村電機工務店・浜田電気工事特別共同企業体である。

議案第69号、工事請負契約の変更について。市道日脚治和線周布橋橋梁床版工事請負契約について変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める金額を1億4,520万円から1億6,493万1,800円に、完工期日を令和7年12月26日から令和8年2月27日に変更する。契約の相手方は株式会社毛利組である。

議案第70号、市道路線の廃止について。市道の路線を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。廃止路線は浜田492号線で、路線の詳細は表及び図面のとおりである。

議案第71号、第二次浜田市総合振興計画の計画期間の変更について。第二次浜田市総合振興計画の計画期間について変更したいため、地方自治法第96条第2項並びに浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例第2条第1号及び第2号の規定により、議会の議決を求める。基本構想及び後期基本計画の計画期間の終期を令和7年度から令和8年度に変更する。

議案第72号、令和7年度浜田市一般会計補正予算（第5号）については、説明資料を参照されたい。1の編成概要について、6月補正予算編成以降に生じた経費について追加などを行うものである。2の予算規模について、補正額は20億2,203万円の増額で、補正後の予算額は454億299万2,000円とする。3の補正事項は、説明資料のとおりである。

歳入について、10番の地方特例交付金は、地方特例交付金の交付決定によるものである。11番の地方交付税は普通交付税の交付決定によるもので、交付決定額は89億8,766万8,000円と、当初予算比で1億8,766万8,000円の増となっている。22番の市債は、事業費の追加に伴い借入予定額を調整している。

次に、歳出について、2の事業別補正事項について、整理番号で主立ったものを説明する。5番は、企業版ふるさと寄附金を活用し、デジタル人材育成のためのスポーツイベントを開催するもので、詳細については7ページに記載している。12番は、養護老人ホームミレ岡見の定員数変更に伴う措置費の調整及び国通知に基づく支弁額などの改定に伴う経費の調整である。14番は、火災により損壊した株式会社島根ポーク旭農場の養豚施設を早期再建するため、ふるさと融資制度を活用した無利子資金の貸付けを行うもので、詳細については8ページに記載している。15番は、当市への進出について基本合意した株式会社三陽の事業用地として、浜田漁港内の県有地を市が占用し、株式会社三陽に対し貸付けを行うものである。16番は、老朽化している道の駅ゆうひパーク浜田の給水施設を改修するもので、詳細については9ページに記載している。18番は、県の補助事業を活用し常勤職員が未配置となり欠員などが生じている小中学校に対し、教職員の校務負担を軽減するため、緊急校務支援員を配置するための事業費の調整である。19番は、浜田市陸上競技場において令和6年度に導入した写真判定装置により効率的に運用するとともに、大会記録の処理などのデジタル化を図るため、新たな記録処理システムなどの導入を行うものである。3の繰越明許費補正は追加が1件である。4の債務負担行為補正は、追加が2件である。5の地方債補正は、追加が1件、変更が1件である。

議案第73号、令和7年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、説明資料を参照されたい。補正額は3,982万1,000円の増額で、補正後の予算額は60億7,690万3,000円である。主な補正事項は資料に記載のとおりである。

議案第74号、令和7年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、説明資料を参照されたい。補正額は106万7,000円の増額で、補正後の予算額は10億4,913万2,000円である。主な補正事項は資料に記載のとおりである。

議案集の後ろから6ページ目を参照されたい。同意第3号、浜田市監査委員の選任について。浜田市監査委員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。同意を求める監査委員は野上俊文で、任期は4年である。

同意第4号、浜田市公平委員会委員の選任について。地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。同意を求める公平委員会委員は久保田英治で、任期は4年である。

同意第5号、人権擁護委員候補者の推薦について。人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。意見を求める人権擁護委員候補者は、山口征枝、吉永典子の2人で、いずれも新任で、任期は3年である。同意議案略歴を配布しているので参照されたい。

報告事項の5件について。報告第16号が市道日脚治和線周布橋橋梁上部工事請負契約の変更に係る専決処分、報告第17号が事故の損害賠償の額の決定に係る専決処分、報告第18号が浜田市土地開発公社の経営状況の報告、報告第19号が公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の経営状況の報告、報告第20号が令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてである。

本定例会議の議案については以上である。なお、本定例会議の議案質疑の日に追加提案を予定している。追加提案の内容としては、浜田市教育委員会委員の任命についてということで予定しているので報告する。

**○柳楽委員長**

続いて、付託案について事務局から説明をお願いする。

**○下間局長**

資料1－2を参照されたい。先ほど総務部長から説明があった市長提出議案28件である。付託の内訳は一覧のとおりで、総務文教委員会に9件、福祉環境委員会に3件、産業建設委員会に6件、予算決算委員会に10件である。請願1件で総務文教委員会に付託予定であり、内容については、この後説明する。市長報告事件は全部で5件である。

今定例会議での会議録署名議員は、西田議員と肥後議員の2人である。本会議の欠席がないよう、会派内で周知をお願いする。

請願第14号は、リハビリテーションカレッジ島根に対する財政支援の請願についてであり、紹介議員は西田議員、田畑議員、村木議員の3名、総務文教委員会に付託予定である。

**○柳楽委員長**

ただいまの説明について質疑があるか。

（　「なし」という声あり　）

**⑵ 会議予定について**

**○柳楽委員長**

会議予定について、事務局から説明をお願いする。

**○下間局長**

9月定例会議は9月1日から開会で、最終日は9月29日である。9月2日から一般質問で、委員会代表質問はない。個人一般質問の通告者は全12名であった。9月2日に6人、9月3日に6人で、2日間で終わるので9月4日、5日は休会を予定している。なお、この日程で本日了解が得られれば、1日6人で行うため会議時間が午後5時を過ぎることも想定される。会議規則第8条に、議長は必要があるときは会議に宣告することにより会議時間を変更することができるとあるので、午後5時までのところで会議時間の変更を宣告し、諮ることなく、宣告で終わらせることとしたい。9月8日は議案質疑で、本会議終了後、閲覧資料要求決定のための予算決算委員会を全員協議会室で開催する。9月9日から11日までは、各常任委員会での議案などの審査で、議題の順序については、従来どおり議案審査の前に請願の審査、採決、陳情の審査、採決をお願いする。12日は予算決算委員会で、補正予算の審査である。事前通告制ではない。16日、17日の休会を挟んで、18日から予算決算委員会が行われる。18日は総務文教委員会、19日は福祉環境委員会、22日は産業建設委員会の順で、通告に従って審査を行う。24日は予備日、26日は予算決算委員会の附帯意見の協議を予定している。今回は、議会による事務事業評価を実施する。26日は予算決算委員会終了後に全員協議会を開催して、事務事業評価に係る議会評価意見書などの協議を議員だけで行う。決算審査についての詳細は、次の資料で説明する。29日が最終日で、採決終了後、全員協議会、議会運営委員会という流れである。

**○柳楽委員長**

ただいまの説明について質疑があるか。

**○大谷委員**

一般質問が2日間の日程となっているが、このようにした理由と過去にこのような事例があったのか聞きたい。

**○柳楽委員長**

ここで暫時休憩する。

〔　10 時 33 分　休憩　〕

〔　10 時 35 分　再開　〕

**○柳楽委員長**

委員会を再開する。議長から説明をお願いする。

**○笹田議長**

今回、一般質問の通告者が12人であったため1日6人ずつとした。以前も1日6人で行ったことはあり、改選後は最大5人で行っていたので大谷委員は知らなかったかもしれないが、今回は1日6人ということで、議長判断で行った次第である。

**⑶ 予算決算委員会の流れについて**

**○柳楽委員長**

予算決算委員会の流れについて、事務局から説明をお願いする。

**○濱見次長**

決算書などの購入について説明する。購入を取りまとめたが、希望された委員の決算書などは机上に置いてある。ここに居ない委員の分は、各会派控室に置いてある。領収書と併せて確認してほしい。

予算決算委員会の日程について。主にピンク色の帯のところが予算決算委員会を開催する日である。本日、当委員会が終了したら、決算の資料閲覧要求書と発言通告書の様式を全議員にメールで送付する。様式は事務局の議員パソコンにも保存しておく。今年度からは、様式はEXCELのみとしている。事業番号を入力すると自動的に事業名を表示するようにしている。資料閲覧要求書の提出締切りは9月1日月曜日の正午である。要求する委員は、メールまたはデータで事務局に提出をお願いする。資料閲覧の期間は9月8日の午後3時から12日の午後5時15分までとしている。執行部側と調整をし、昨年より2時間長く1日目を追加して閲覧期間を設けている。資料閲覧は委員会として決定するので、要求された委員だけでなく全ての委員が閲覧できる。

次に、決算審査の発言通告書について。決算審査は事前通告制なので、質疑をする委員は通告書の提出をお願いする。提出締切りは9月11日木曜日の午後3時である。締切りは、委員の発言通告書の作成や事務局の一覧表の作成、執行部の答弁準備などを考慮して設定した。昨年度と同じ期間である。短いと感じられるかもしれないが協力をお願いする。なお、締切りは11日だが、資料の閲覧は翌日の12日の午後5時15分まで可能である。12日は補正予算の審査である。事前通告制ではないため、その場で挙手による質疑となる。18日、19日、22日は決算審査に入る。18日は、まず昨年度の附帯決議に対する対応状況の報告を受け、その後、総務文教委員会関係の決算審査を行う。19日は福祉環境委員会、22日は産業建設委員会、それぞれの関係の決算審査である。審査の状況によっては日程が変更になる場合もある。26日には附帯意見の協議を行う。また、今年度から議会による事務事業評価を実施する。18日からの各所管の決算審査が終わるごとに、所管する3事業の議員事務事業評価シートを全議員に記入してもらう。その後、適宜、各常任委員会を開催し、25日の正午までに各常任委員会で議会評価意見書を作成し、翌26日の全員協議会で議会評価意見書の協議を行う。非常に過密なスケジュールとなっているので承知されたい。審査内容などを記載しているので、後ほど確認をお願いする。

次に、資料閲覧要求書について。要求できるのは、決算審査に関係する執行部が保管している既存の資料である。決算審査に関係のない資料の閲覧や、執行部に新たな資料作成を求めることはできない。また、資料の持ち出しや写真撮影も禁止する。個人のプライバシーを侵害する事項に関する資料は、閲覧の対象外となる。記載例を参考に、閲覧したい資料の詳細について記入をお願いする。提出された要求資料については、9月8日に予算決算委員会を開き委員会としての正式な要求とすることを決定する。

発言通告書には、事業名とその下に質疑の具体的な内容を必ず記載していただきたい。記載例のように、例えば、何かについての数字が要るかどういった説明を求めるかなど、執行部に意図が十分伝わるように記載をお願いする。毎年多くの事業について多数の通告が提出される。効率的な委員会運営と、各委員の質疑に対して執行部が的確な答弁を準備できるよう具体的な通告内容の記載に協力をお願いする。繰り返しになるが、資料閲覧要求書と発言通告書は、今年からＥＸＣＥＬ様式のみとしている。事業番号を入力すると事業名が自動で表示され、入力ミスも防げるため事務の効率化につながる。協力をお願いする。

最後に、決算審査の参考資料について。決算質疑の留意点や過去の研修会資料などをまとめている。質疑の準備に当たり、改めて確認の上、参考にされたい。

**○柳楽委員長**

ただいまの説明について質疑があるか。

**○川上委員**

資料閲覧要求書のことだが、事業名が実績報告書となっているが実績報告書以外のものは要求できないのか。

**○濱見次長**

要求できる。

**○川上委員**

事業名のところに、決算書などの名称を書けば良いのか。これまでどおりで良いか。

**○濱見次長**

委員の発言のとおりである。

**○柳楽委員長**

その他にないか。

（　「なし」という声あり　）

**⑷　その他**

**○柳楽委員長**

執行部から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

執行部はここで退席するが、委員から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

では、執行部は退席して結構である。

（　執行部退席　）

**2　令和7年9月浜田市議会定例会議陳情付託先等案について**

**○柳楽委員長**

今回、陳情が1件提出され、付託することとした。付託先については、資料2のとおり福祉環境委員会である。9月1日の全員協議会で議長から付託されるので、確認をお願いする。

今回付託した陳情1件について、ホームページなどへ公開する際に、住所地番、印影以外で黒塗りをする部分はなかった。委員から何か意見などはあるか。

（　「なし」という声あり　）

**3　常任委員会が所管する事項の見直しについて**

**○柳楽委員長**

前回各委員から出された意見を、見直しについての賛成意見、反対意見にまとめ用意した。前回も出された意見に対してやり取りはあったが、改めてこのまとめたものを参考に確認したいことなどがあればお願いする。

**○川上委員**

見直しについてだが、一番上に教育委員会を福祉環境委員会に移管することへの賛成意見、反対意見に分類し、今後の協議の方向性を求めるとあるが、上下水道部についての話はこの中には載ってこないのか。

**○柳楽委員長**

そこは記載漏れである。その他に何か意見はないか。各委員からなければ、私から。出された反対の意見の中で、これまでの議論と少し捉え方が異なっている点が見受けられた。反対意見の2点目の学校現場の課題は教育委員会として独立して扱うべきで、福祉と一緒にすると現場の声が届きにくくなるという意見があったが、決して教育委員会の中に福祉を入れ込むということではなく、学校現場でも福祉に関わるようなことに先生が対応しているという話を、以前に学校関係者の方から聞いたことがある。福祉とつなぐことで、より現場の負担が少なくなってくるという意見があった。現在のような形で、これまで出された意見で少し自分の意見と捉え方が違うということがあれば、この機会に話してほしい。

**○川上委員**

先般、委員会としての意見を求められたので、委員会の意見を述べた。委員会については、資料に書いてあるとおりである。

**○柳楽委員長**

前回は委員会の意見が出された。これまで会派でまとめられた意見もあったと思う。こちらでは、それらも含めて今回のまとめになっていると思っている。

**○川上委員**

委員会については先般報告したとおりである。私たちの会派としての考え方は、資料に書いてあるように問題ないという答えである。

**○柳楽委員長**

なかなか意見が全員の総意とならないところで悩ましく思っているところだが、正副議長に意見をもらいたい。

**○笹田議長**

議長としてこの4年間、委員会にはできる限り参加した。その中でも、職員の方が、所管が違い、質疑が出るかもしれないと委員会で待機することもあったことを確認している。会派としていろいろな意見が出ているが、前回、産業建設委員会では、水道が来るのは事務も多く大変だという答弁もあった。しかし、上下水道に関しては国土交通省の管轄であり、産業建設委員会が所管しているので問題ないのではないかと感じていた。ただ、委員会の意見を尊重するのであれば、総務と福祉の移管は問題ないということであったので、議長としてはそういった形で進めていって良いと考えている。

**○川神副議長**

私も今、議長が述べた意見と大きくは異ならない。以前、私も文教厚生委員会の委員長をしたが、現在、全国的に文教厚生という流れになりつつある。当市議会においては、福祉の問題、子どもたちの問題を、一緒にするのではなく、どの委員会が取り扱うかということである。二つは連動性があることもあり、私は文教厚生委員会で扱ってきたことに対して違和感はない。現在、様々な議論が、特に子どもの問題に関して出ている。同じ委員会の中で取り扱う方が、連動性が高く、より議論が進みやすいと思っている。それによってボリュームが多くなるからといって、産業建設委員会へ上下水道を押し出すという意味ではなく、先ほど議長が述べたように、国土交通省の所管が強くなっている。ただ、環境省の問題もあるので、全く関係ないことはない。全体のバランス、議論を考えると、当市議会は常任委員会至上主義であるので、提案は順当であろうと私も思う。

**○柳楽委員長**

正副議長からも意見をもらったが、これらも含めて意見をもらえたらと思う。今回、慎重にやるべきだという意見や、業務が繁多になるという意見もあった。先ほども話したが、学校現場に福祉が入り込むことで学校の現場が大変になるという見方をされている部分もあるかと思うが、そのあたりについては先ほどの説明ではなかなか理解しにくいか。

**○大谷委員**

前から言っているように、支障があるとか想定されるという気持ちは分からないでもないが、現に実害として必要だという認識まで全員が持っていない段階であるならば時間をかけて検討すべきだと言ってきた。それと、学校のことと福祉を一緒にする方が良い、学校の方も内容的に軽減できるという言い方をされたように聞こえたが、その部分は、どの立場の人がそのような意見を出したのか聞きながら判断したい。どのように実害が軽減できることになっているのか、まだ説明を受けているとは思っていないので、それについて聞かないと返答ができない。

**○柳楽委員長**

実際に学校現場で福祉が関わることで先生が負担に感じていると聞いた内容は、会議で話すのが少し難しい内容なので後ほど伝えたいが、それで良いか。会議の中で述べるのは少し控えたい。

**○村武委員**

先ほど大谷委員から、想定されるというところが確実ではないという指摘があった。前回の当委員会でも、そういった意見が出されたが、そのときに私も述べたとおり、今回初めてこの議論がされているわけではなく、以前からこの議論はされていると私は思っている。そういった中で、各常任委員会、会派でも、これを意識して取り組んできていると思っている。今回、そういったことを踏まえて、常任委員会、そして当会派の方で意見を取りまとめているので、文章には想定されると書かれているが、総務文教委員会、福祉環境委員会の委員は、それまでの経験をもとにして、子どものことに関しては一緒にして教育委員会を福祉環境委員会へ移管した方が良いという結論にされたと思っている。そのため、これ以上どのように議論を進めていけば良いのか私には理解できない。

**○大谷委員**

無理に進めることなく、検討していくということで良いではないか。この場で結論を出したいかのような進行にも聞こえるが、そこにこだわると、全員の合意があって進めようという考えであるならば、それがまだ熟していないのであれば、もう少し時間をかけてみるのが良いと言っている。

**○村武委員**

今までこのように議論を委員会と会派の方でも重ねてきているので、今回、結論を出したら良いのではないかと思う。そして、10月に改選があり、議会の議員も変わる。新しい議員も入ってくるのではないかと思うが、その方たちが判断をするためには長い時間が必要になるのではないかと思う。現在、子どものことに関して、本当に大きな課題を抱えていると思っており、そういったことで当市議会の中で調査研究などの深掘りが遅くなるのではないかと思っている。前回、福祉環境委員会の肥後委員長が述べたが、子どものことを考えるのであれば、私は早急に結論を出すべきであると考える。会派としては、早急に結論を出すべきであると考えている。

**○川上委員**

会派としての意見は分かったが、10月に改選になるのは事実だが構成員が変わるかどうかは分からないので、その辺は外すべきである。

**○村武委員**

確かに選挙はまだ行われていないので決定しているわけではない。しかし、今の議員がこの4年間、委員会活動する中で感じてきて、まとめたというところは尊重すべきであると考える。

**○柳楽委員長**

これからの方向性とすると、今期内に決定するのか、それとも改選後に申し送るのか、この段階でまとまらなければ、議論を打ち切るのかいろいろ考えられるが、この議論が全くなくなることは考えにくい。どのように進めるのかまとめていきたい。改選後の委員の構成は分からないが、教育と福祉の議論については、次期の委員もしっかり考えていくと思うので、そこで検討もできるし、最初から体制を変えてやるということになれば、それに対応されると思う。大切なのは、委員会として調査しやすくなり、より効果的に議論がしていける体制をつくるところ。どこかしらで決着をつけないといけない。

**○牛尾議員**

この議会で強引に決める必要はないように思う。

**○柳楽委員長**

4年ぐらいかけて議論しているが、なかなかまとまらないので、この話はこれで打ち切るということではないということで良いか。

**○牛尾議員**

例えば今回、美川小学校の建設と電気工事の議案が出ている。これは予算の話だが所管は総務文教委員会である。先ほどの話だと、産業建設委員会でやっても良いという考えもある。そういう議論は過去にあったため、どれだけ時間をかければ良いという問題ではないが、一つひとつ抽出していくとそういうことはたくさんある。国土交通省だからという区割りをするのか。環境省の問題もある。非常に微妙で難しい問題なので、所管事務調査も含め、各委員会の事務量がもし出れば、事務量ごとに分けてもらうのが一番良いのかなと思う。賛成するのは簡単だが、委員が新しい構成になったときに、事務量の中でバランスが崩れることがあってはいけないので何か賛成しにくいところがある。具体的な根拠を説明するように言われるとできないが、何か強引に押し切ることではないのではないかという意見を持っている。

**○柳楽委員長**

前回の資料でも、それぞれの委員会のこれまでの議案などの数が出ており、単純に教育委員会の部分が福祉環境委員会に移るという見方をしていただいて良いのではないかと思う。

**○牛尾議員**

そのデータは見ているが、事務事業評価なども入ってきている中で、これから所管事務調査も増える。この間も言ったが、子どもの関係を福祉でやりたいという考えについては特に異を唱えるものではないが、上下水道を産業建設委員会にというのは、どうしても納得しにくい。資料は随分読み込んでいるが、産業建設委員会が、想定される所管事務調査により、これ以上負荷をかけられるというのは大変だろうと率直に思っている。

**○柳楽委員長**

教育委員会を福祉環境委員会に移すという話と、上下水道部を産業建設委員会に移すというところは、別の見方で考えていただいて良い。方法として、福祉環境委員会に上下水道部も残した状態で教育委員会を移すということもあるかと思うが、それ以前のところで、教育委員会を福祉環境委員会に移すところがまとまっていない。

**○村武委員**

前回、上下水道部のことと教育委員会のことを切り分けて検討しても良いのではないかという意見があった。牛尾議員からあったが、そこのところはどのように考えていけば良いか。

**○柳楽委員長**

そもそもの議論の始まりは、教育委員会を福祉環境委員会に移して、子どもに関わることは一つの委員会でやった方が良いのではないかというところである。そこが一番大事なところだと思っている。所管する議案などが、教育委員会が福祉環境委員会に入ってくれば、福祉環境委員会が少し重たくなるのではないかということもあると思う。先ほどあったように、上下水道部の部分は工事のことが最近は多いように思うので、産業建設委員会に上下水道部を移したらどうかという議論になったと思う。一番大事なところは、教育委員会を福祉環境委員会に移してはどうかという議論だと思っている。

**○村武委員**

分かった。私たちの会派は教育委員会を福祉環境委員会に移すというところが主な考えであり、先ほどから上下水道部のことに関しては、まだ納得がいかないというところもあったので、今回、先送りにしても良いとは思う。ただ、教育委員会のことに関しては、総務文教委員会、福祉環境委員会でまとまっており、多くの会派が移管することに賛成という意見が出ているので、私たちとしては、できれば次の当委員会で採決をしてでも決めていただきたいと考えている。

**○大谷委員**

子どもと言うが、「子ども」はどこまでを範疇としているのか。18歳までか。教育委員会と言っても、制度によって対象は違ってくる。特に幼児を前提に話しているように聞こえるが、それだけではない。学校がそもそも成り立ったのは、地域から様々な資材も投じられてである。今も地域と連携しながら学校教育は支えられている。部活動の講師にしても、地域に出向いての学習活動にしても、福祉だけでなく地域と連携する中で学校教育が成り立つという観点もある。まちづくり委員会などとも関係するので、簡単に子どもというカテゴリーの中で論じることではないと思っている。地域との連携であれば地域政策と絡んでいるので、現状の方が接点としては強いのではないか。まとまらないのであれば、これ以上論議しても仕方がない。まとめられない中で進行することのデメリットが大きいと思うので、次期に向けて申し送りをしていくという方向性でまとめてほしい。

**○村武委員**

今、学校教育と地域の連携について、大谷委員から発言があった。確かにそこは大切だと私も認識している。まちづくりとの連携というのは確かにあると思うが、それ以上に、福祉と教育の一体化、連携が必要だと感じている。例えば、幼児教育、幼保小連携、そして学校現場で起こっている不登校やヤングケアラーは本当に大きな問題になっており、教育と福祉に強い関係性があると感じている。当市においても、そういった問題が大きく起きているので、これを先延ばしにすることは、そういったことへの対応が当市議会として後れていくと私たちは考えている。それを今まで4年間、あるいは2年間で、常任委員会そして会派でも考えてきた上での結論だと思っている。

**○大谷委員**

急ぐと言うのであれば合同委員会も構成できるのだから、そういったことで対応はこれまでもできてきたはずだ。必要だというのであれば、総務文教委員会と福祉環境委員会で、前回もあったように合同で論議すれば良いのであって、無理にまとめていく必要はない。

**○村武委員**

確かに合同ですることもあったかと思う。ただ、私が先ほど申し上げた問題は、かなり大きな問題で多岐にわたっていると思う。その都度、合同の委員会を開くのか。そして、合同の委員会を開いただけでは解決しないので、そこから二つの委員会が一緒になって調査研究を重ねてまとめていくことは、本当に大変な作業だと思う。それを考えると、一つにまとめて対処していく方が私は効率的だと思う。現在もなかなか意見がまとまらず、理解し合えないのではないかと感じている。これがもう少し議論を重ねたとしても、解決するのかというところもある。委員長は採決をなるべくしたくないという考えがあるかと思うが、浜田市の子どもたちのことを考えて、当市議会がどのように進めていくのかをしっかりと考えて進めていってほしい。

**○柳楽委員長**

今いただいた意見の中で、採決するという意見、そんなに急がずに次期へ申し送る、合同委員会という形でやっていくのも一つのやり方ではないかという意見があった。これからどうしていくかについては、会派の中で議論してもらっていないと思うので、今期は見送って改選後に改めて検討するのか、今期の中で採決を行い決めていくのか、これまで議論をしてきたがまとまらないので今回で打ち切るのか、いろいろなやり方がある。今後の進め方について、申し上げたようなやり方について、次回の委員会までのところで会派で協議してもらい、結果を報告してほしいが、それで良いか。

**○大谷委員**

当初の委員長の司会進行と現在のまとめは、ずれてきているのではないか。当初はまとめたくないと言っていたと思うが、趣旨は変わるのか。

**○柳楽委員長**

あくまでも強引にまとめたいとは思っていないが、先ほど委員の中から、早く進めるためにも、議論もしてきたので採決をしてはどうかという意見もあったので、私の立場としては、出された意見を委員に反映したいというところで述べた。納得できるか。特に強引にということではなく、ただいま申し上げた案について、各会派の意見を次回報告してほしい。

**○村武委員**

結構だが、移管する部署は、教育委員会と上下水道部の両方か、教育委員会だけでも良いのか、そのあたりはどうか。

**○柳楽委員長**

分かりにくいかもしれないので、資料を出し、本日中にまとめ、各委員に送付する。それを基に協議してほしいのでお願いする。この内容については、これ以上議論してもまとまらないと思うので、申し上げたような対応をよろしくお願いする。

**4　その他**

**○柳楽委員長**

委員から何かあるか。私から1点。11月の改選に向けて、次期の当委員会へ申し送りたい事項について、意見がある委員は発表してほしい。当委員会として、これは改選後にやるべきではないかという事項について、これまでいろいろなことを進めてきたので協議することも少なくなってきているかと思うが、これまで改正してきたことで、見直すべきではないかということがあればお願いする。

**○川上委員**

最近、地域を回っていて特に言われるのは、浜田は4万余の人口になっているのに、議員定数がまだ22人なのはおかしいのではないか、なぜ定数について結論が出なかったのかという話が多く出てきたので、次期についてはその検討を議題の一つとして上げるようお願いしたい。

**○柳楽委員長**

川上委員から、改選後には定数の協議をすべきではないかという市民の声もあったということで、そのことについて申し送りをするということについて、意見はあるか。実際、人口も減ってきているので、私も市民の方から今後は減らすべきではないのかという話を聞いている。

**○川上委員**

確かに減とあったが、定数の議論を再度やるべきだという形で申し送ってほしい。

**○牛尾議員**

定数については、任期の後半には必ず議論しようということが、どこでそうなってきたか分からないが、例えば特別委員会でも後半は定数の議論をしようということになっているので、あえて申し送りをする必要はなく当然やらなければいけないことなので、そこまでする必要はないのではないか。

**○柳楽委員長**

ここで暫時休憩する。

〔　11 時 33 分　休憩　〕

〔　11 時 36 分　再開　〕

**○柳楽委員長**

委員会を再開する。先ほど川上委員から、定数の見直しについて、改選後の議会に申し送りをしてはどうかという意見があったが、そのような形でさせていただいて良いか。

**○大谷委員**

当然毎回考えるべきことだと思う。住民登録のことを言われるが、住民登録に関しては、県立大学生がどの程度か分からないが、一部は住民登録をしておらず、旭の社会復帰促進センターも入っていない。現在、国勢調査がある。これによって、より正確な数が決まるので、それに基づいて適切な対応を取るというような新しいデータの中で議会においても適切な対応をするという中に含めておけば、それで良いのではないか。その中に定数のことについて論議を入れるかどうかは、どちらでも良いかとは思うが、当然のことだと思っている。

**○柳楽委員長**

先ほど市民の方からなぜ減らさないのかという意見があったという話も出たが、この議論は減らすことを前提にするということではなく、より議会の運営などを効果的にできるといった定数がどうなるのかという議論になると思う。出された意見も含めながら、次期の当委員会に申し送りをしたいが良いか。その他に申し送りをする事項はあるか。

**○芦谷委員**

現在の議題と、先ほどの委員会の事務分掌のこととも関係するが、当委員会の業務が大きくなり過ぎて難しいということと、この4年間やってきて、なかなか議会全体での合意形成がうまくいっていないため、次期の当委員会において、しっかり議会の合意形成をするための方法などを検討してもらうということを提案する。

**○柳楽委員長**

芦谷委員から意見があったが、議会全体がまとまっていろいろなことに取り組むことで、より効果的な政策などにつながっていくという考えによる発言と受け止めたが、どういった形で申し送りをするか。

**○川上委員**

そのような発言については申し送り事項ではなく、すでに議員全員が理解することである。ただ、議会として合意を形成することは非常に難しいというのは事実である。人それぞれなので、それをあえて合意させなくても良いと思う。

**○村武委員**

合意されて進んでいくということは本当に大切なことだと思う。私たちもいつもそこのところは考えているが、なかなか合意することが難しいことが多かったと感じている。現議員は、できれば合意して進んでいきたいと考えていると思うので、申し送りに入れるのは必要と感じている。

**○芦谷委員**

賛同がないので大変残念だが、やはり二元代表制の一元を担っている議会が、4年間いろいろなことがあり、根幹となる当委員会あたりで問題提起をしておいても私は悪くないと思う。これまで4年間が十分であったという理解なら良いが、市民から見ると、なかなか納得できる状況にないと思っている。市議会の中枢を担う当委員会の問題意識として、私は次期の委員会に申し送っても悪くないと思っている。

**○川上委員**

二元代表制の一つとして、確かに議会はブレーキを踏み、アクセルも踏む。それは個々の議員がブレーキを踏み、アクセルを踏むのだから、全てが合意することは難しいため、そこまで入れる必要はないと思う。

**○柳楽委員長**

当委員会でもチーム議会という言葉も使わせてもらったこともある。チームでまとまってやることも大事な時もある。改選を目前にし、次期に研修を行っても良いと思う。意見として提案してもらったが、申し送りの意見としてどうなのか。

**○牛尾議員**

芦谷委員の意見は貴重だと思う。ただ、その前段で、この4年間あまり市民から議会はなっていないということは言われておらず、よくやっていると言われる。私は自由討議、議員間討議が圧倒的に不足していると思う。ただ、徹底して討論すれば、どこかに収れんする。それを全体的に避けている。議長がこの件で自由討議はあるかと聞いても、ほとんどないので、自由討議、議員間討議をもっと活発にするようにと申し送りをしても良いのではないかと思う。

**○笹田議長**

芦谷委員の合意形成の部分は私も必要だと思っていたので、毎回、全員協議会で自由討議について聞くようにした。何か案があれば議員に議論してほしかったので毎回聞いているが、なかなか出てこない。我々としては図ろうとしたが、こういった現状なので、今後も自由討議を使い、意見を出してほしい。

**○柳楽委員長**

芦谷委員、自由討議という話が出たが、合意形成を図るためにはそういったところが大事だという考えか。

**○芦谷委員**

自由討議のことも出たが、なかなか自由討議で議論が熟すまでに至っていない。自由討議が十分できれば良いと思うが、会派代表者会議というのは正式にはないらしいが、何とか議会全体で合意形成をするということが、委員会ごとの事務分担を考える上でも一つ提案。私の理解では、一方的な提案がそのまま独り歩きしている向きがあり、委員会ごとの担当を変えようということが議会全体の中でできていないがゆえにいろいろな議論があったと思う。事を進める場合には、きちんと目標を定めて、そこへ進めるということが初めにないと、なかなか難しいという事実だったと思う。私としては、何とかこのままで進むよりも、議会の合意形成ということは課題として、それぞれの議員というか、次期の委員会に申し送っても悪くはないと思っている。

**○柳楽委員長**

自由討議をもっと活発にできるようにという話があった。そういったことができている議会もあると思う。そういったところも学びつつ、どうやったら議論が深まるか、議論ができるのかというところを次期に申し送るということと思うが、それについては申し送り事項としていかがか。

**○川上委員**

せっかく自由討議があるので、自由討議の機会を十分に活用してほしいで良いのではないか。

**○柳楽委員長**

申し送りは、各委員そういう形で良いか。

（　「異議なし」という声あり　）

それでは、次期議会運営委員会の申し送り事項として、定数の見直し、自由討議のあり方の検討について申し送りをすることで良いか。

（　「異議なし」という声あり　）

それではこの2点について申し送りをしたいと思う。

その他に委員から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

最後に、次回の議会運営委員会の日程を確認したい。公表されている開催予定日は9月29日月曜日の全員協議会終了後だが、先ほど追加議案があるとのことだったので、一般質問2日目の9月3日は6名の議員が質問し終わる時間が結構遅くなると思うので、できれば一般質問開催前ではどうか。追加議案なので時間のかかるものではないと思う。朝9時で良いか。

**○大谷委員**

2日目は一般質問があるので、できたら終わりの方が良い。

**○川上委員**

2日目は私も質問があるが、気にしていないのでどんどんやってほしい。

**○柳楽委員長**

終わってからにしてほしいという意見があったので、終了後ということで良いか。

（　「異議なし」という声あり　）

それでは、終了後に行う。

最後にお願いだが、本日の内容について会派で共有するようお願いする。

以上で議会運営委員会を終了する。

〔　11 時 52 分　閉議　〕

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

　　　　　　　　　　　　　議会運営委員会委員長　　柳楽　真智子